

第 9 回

熊本県議会

経済環境常任委員会会議記録

平成27年2月19日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第 9 回 熊本県議会 経済環境常任委員会会議記録

平成27年2月19日（木曜日）

午前9時59分開議
午前11時49分休憩
午前11時55分再開
午後0時14分閉会

本日の会議に付した事件

- 議案第1号 平成26年度熊本県一般会計補正予算（第9号）
- 議案第2号 平成26年度熊本県中小企業振興資金特別会計補正予算（第1号）
- 議案第6号 平成26年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）のうち
- 議案第12号 平成26年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算（第1号）
- 議案第13号 平成26年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計補正予算（第1号）
- 議案第16号 平成26年度熊本県電気事業会計補正予算（第3号）
- 議案第17号 平成26年熊本県工業用水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第18号 平成26年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算（第3号）
- 議案第20号 平成26年度熊本県一般会計補正予算（第10号）

出席委員（7人）

委員長 山口 ゆたか
副委員長 橋口 海平
委員 西岡 勝成
委員 城下 広作
委員 鎌田 聡
委員 重村 栄
委員 佐藤 雅司

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境生活部

部長 谷 崎 淳 一
政策審議監 田 代 裕 信
環境局長 村 山 栄 一
県民生活局長 中 園 三千代
環境政策課長 正 木 祐 輔
首席審議員兼
水俣病保健課長 田 中 義 人
首席審議員兼
水俣病審査課長 中 山 広 海
環境立県推進課長 佐 藤 美智子
環境保全課長 川 越 吉 廣
自然保護課長 三 原 義 之
首席審議員兼
廃棄物対策課長 坂 本 孝 広
くらしの安全推進課長 開 田 哲 生
消費生活課長 前 野 弘
男女参画・協働推進課長 大 谷 祐 次
人権同和政策課長 中 富 恭 男
商工観光労働部
部長 真 崎 伸 一
総括審議員兼
政策審議監兼商工政策課長 高 口 義 幸
商工労働局長 宮 尾 千加子
新産業振興局長 奥 藪 惣 幸
観光交流経済局長 渡 辺 純 一
商工振興金融課長 伊 藤 英 典
労働雇用課長 松 岡 正 之
産業人材育成課長 石 貫 秀 一
産業支援課長 古 森 美津代
エネルギー政策課長 村 井 浩 一
企業立地課長 寺 野 慎 吾
首席審議員兼観光課長 中 川 誠
国際課長 磯 田 淳

くまもとブランド推進課長 成 尾 雅 貴
企業局

局長 古 里 政 信
次長兼総務経営課長 五 嶋 道 也

工務課長 福 原 俊 明
労働委員会事務局

局長 白 濱 良 一
審査調整課長 橋 本 博 之

事務局職員出席者

議事課課長補佐 小 夏 香
政務調査課課長補佐 春 日 潤 一

午前9時59分開議

○山口ゆたか委員長 おはようございます。

ただいまから、第9回経済環境常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に6名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることとしました。

次に、本委員会に付託されました議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

説明は、環境生活部、商工観光労働部、企業局、労働委員会の順に受けたいと思います。執行部の説明は着席のまま簡潔に行ってください。

それでは、環境生活部長から総括説明を行い、続いて関係課長から順次説明をお願いします。

○谷崎環境生活部長 おはようございます。環境生活部でございます。

本日御審議いただく議案につきましては、通常補正分と国の補正予算の成立に伴う経済対策分の2つがございます。

まず、通常補正分として提出しております議案の概要につきまして御説明申し上げます。

す。

今回提出しております議案は、予算関係2議案でございます。

まず、第1号議案の平成26年度熊本県一般会計補正予算として、総額6億100万円余の減額補正をお願いしております。

その主な内容としましては、水俣病総合対策費等扶助費が当初の見込みを下回ったことによる減額などがございます。

また、来年度から開始する委託業務としまして、水俣病対策に関する業務や多重債務者の生活再生支援に関する業務で、総額2億1,300万円余の債務負担行為の設定をお願いしております。

次に、第13号議案の平成26年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計補正予算でございますが、総額68億9,800万円余の増額補正をお願いしております。

その主な内容としましては、水俣病特措法に基づく一時金対象者数の確定に伴いまして、県から水俣・芦北地域振興財団への出資金の残余金及び出資金から発生した利息が財団から返還されますので、出資金の財源となった国庫補助金及び県債の償還等の経費に充てるためのものがございます。

これらによりまして、一般会計と特別会計を合わせました環境生活部の通常補正分の補正額としましては、62億9,600万円余の増額となります。

次に、経済対策分として提出しております議案の概要につきまして御説明申し上げます。

提出しております議案は、予算関係1議案でございます。

第20号議案の平成26年度熊本県一般会計補正予算でございますが、総額9,300万円余の増額補正をお願いしております。

その主な内容としましては、海岸管理者等が行う海岸漂着物の回収や処理に要する経費

などがございます。

また、平成26年度から平成27年度への繰越明許費としまして、総額9,300万円余の設定をお願いしております。

これらによりまして、補正後の環境生活部の予算総額につきましては、通常補正分と経済対策分を合わせまして359億600万円余となります。

このほか、昨日環境省から説明がありました公健法に基づく補償制度の検証につきましても御報告をさせていただきます。

以上が今回提出しております議案の概要でございます。詳細につきましては、関係課長が御説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○正木環境政策課長 環境政策課でございます。

説明資料の別冊ではないほうをごらんいただければと思います。通常補正分の資料でございます。

2ページをごらんください。

まず、一般会計について御説明申し上げます。

1段目、公害対策費ですが、環境政策課職員給について1,288万円余の減額補正を計上いたしております。

職員給につきましては、例年、当初予算において前年度1月1日現在の人員をもとに計上し、2月補正において4月の定期異動や組織改編等を反映しているところであり、今年度も同様でございます。

なお、職員給につきましては、各課とも同様でございますので、各課長からの説明につきましては省略させていただきます。

同じく、2ページ2段目以降ですが、これはチッソ金融支援関係ですが、一般会計からの特別会計繰出金として490万円余の減額補正を計上いたしております。こちらは、3ページ以降で御説明するチッソ特別会

計への繰出金の減でございます。

3ページをごらんください。特別会計でございます。

1段目の特別貸付金は、平成12年の閣議了解に基づき、チッソの償還額の一部を県が貸し付けるものでございます。貸付金の財源としては、100%の地方交付税措置がある特別県債を充てております。こちらについて、平成25年度のJNCの決算確定に伴い、所要の計数処理を行っております。

4ページをごらんください。

水俣病特措法一時金につきましては、国の財源をもとに県が水俣・芦北地域振興財団に出資し、それを財団がチッソに貸し付けて、それをもとにチッソが対象者の方に一時金を支払うという仕組みになっております。今回、特措法対象者数が確定したため、不要となった額を財団が県に返し、それを県が国に返すものでございます。

4ページ1段目の59億円余の増額補正が、国から補助金として受け取っている分の返還、2段目の10億円余の増額補正が、国から貸付金として受け取っている分の償還でございます。額自体は多いですが、財団から返ってきたものを県を経由してそのまま国に返すというもので、県財政への影響はございません。

なお、1月の委員会で御説明したチッソからの据え置き期間延長要請につきましては、平成27年度当初予算案関係として3月の後議分の委員会で御説明いたします。

以上、よろしくお願いたします。

○田中水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

引き続き、同じ資料の5ページをお願いいたします。

公害保健費でございますが、総額2億3,000万円余の減額補正をお願いしております。その内訳につきましては、右側説明欄に記載

をしております。

まず、1の公害被害者救済対策費でございますが、水俣病関連情報発信事業は、昨年10月にタイ・バンコクで開催されました水銀に関する国際会議における情報発信に要した費用の実績の減でございます。

次に、2の水俣病総合対策事業費でございますが、(1)の水俣病総合対策事業は、国民健康保険団体連合会への医療費の審査委託等の実績の減、(2)の水俣病総合対策費等扶助費は、手帳を所持しておられる方の医療費の減によるものでございます。

次に、3の国庫支出金返納金でございます。

これは、水俣病総合対策事業に対する国庫補助金の受入額と確定額との差額を精算するものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

債務負担行為でございます。

水俣病総合対策事業等業務委託で2億円余をお願いしております。

これは、医療費の審査に係る国民健康保険団体連合会への委託などを、平成27年4月1日から実施するために設定するものでございます。

水俣病保健課は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○中山水俣病審査課長 水俣病審査課です。

資料の7ページをお願いします。

公害保健費につきまして、補正額B欄のところ4,327万円余の減額補正をお願いしております。

これは説明欄にありますように、1、公害被害者救済対策費のうち、(1)の公害健康被害認定審査会及び(2)の水俣病認定検診費につきまして、現在審査会が開かれていない中で、いずれも予定した金額を下回る見込みであるため、合わせまして2,135万円余を減額させていただくものです。

また、次の2、水俣病総合対策事業費の治療研究事業扶助費につきましても、予定額を下回る見込みであるため、2,191万円余の減額とさせていただくものです。

水俣病審査課は以上です。

○佐藤環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

説明資料の8ページをお願いします。

上から2段目の計画調査費でございますが、780万円余の減額補正をお願いしております。

内訳につきましては、説明欄に記載のとおり、地下水保全条例円滑施行事業において、嘱託職員を想定して予算計上していたところ、再任用職員が配置されたこと及び水量測定器設置補助において申請件数が見込みを下回ったことに伴う減額でございます。

次に、上から3段目の公害対策費でございますが、7,586万円余の減額補正をお願いしております。

内訳につきましては、まず説明欄1の環境保全基金積立金でございますが、(1)の再生可能エネルギー等導入推進基金積立金は、運用利息額の確定による減額と合わせまして、前年度から繰り越した事業費の確定に伴い、繰越金の残額を基金へ再積み立てする分を増額するものでございます。

(2)及び(3)は、いずれも運用利息額の確定に伴う補正でございます。

続きまして、説明資料9ページの2、環境立県推進費でございますが、(1)の市町村等再生可能エネルギー等導入推進事業は、市町村等の事業費が入札の結果減少したことなどにより、市町村等への補助が当初見込みを下回ったことに伴う減額でございます。基金残額につきましては、平成28年度までの事業期間中に市町村へ追加配分するなど、さらなる有効活用を図ってまいります。

なお、(2)の地域環境教育促進事業について

ては、環境保全基金の取り崩しについて環境省の承認を得たため、一般財源から環境保全基金に財源更正するものでございます。

2段目の工業用水道事業会計繰出金でございますが、251万円余の減額補正をお願いしております。

これは、企業局の工業用水道事業会計の企業債元利償還金等の一部について、一般会計から繰出金として拠出しているものですが、企業債の利息額が当初見込みを下回ったために減額するものでございます。

説明は以上でございます。御審議よろしく申し上げます。

○川越環境保全課長 環境保全課でございます。

説明資料の10ページをお願いいたします。

2段目の公害規制費でございますが、右側の説明欄に示しておりますように、公害監視調査費1,668万円余の減額補正をお願いしております。

説明欄の環境放射能水準調査でございますが、これは全額国庫委託の事業でございます。自然及び人工放射能の分布状況の把握を目的として実施しておりますが、機器購入入札に伴う執行残の減額補正でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○三原自然保護課長 自然保護課でございます。

別冊でございます。別冊資料2ページをお願いいたします。

1段目の鳥獣保護費でございますが、1,017万円余の増額補正をお願いしております。

説明欄に記載しておりますとおり、昨年5月に改正されました鳥獣保護管理法の中で、鳥獣の管理が明確に位置づけられ、鹿、イノシシを対象とし、国や県が実施主体となって捕獲に取り組む指定管理鳥獣捕獲等事業が新

たに創設されました。県として、鳥獣の管理に取り組むため、国の経済対策を活用して捕獲のための実施計画の策定や捕獲を実施するものでございます。

次に、2段目の観光費についてですが、2,202万円余の増額補正をお願いしております。

説明欄に記載しておりますように、自然公園観光施設等整備事業として、県内の国定公園、県立公園における県管理のトイレ、展望所、園地、歩道等の公園施設の老朽化対策と外国人観光客に対応した国際化対策のために国の経済対策を活用して改修等の整備を行うものです。

以上、自然保護課補正予算として3,219万円余をお願いしております。

次に、3ページをお願いします。

繰越明許費でございます。

さきに説明いたしました1段目の指定管理鳥獣捕獲等事業と2段目自然公園観光施設等整備事業について、全額の繰り越しをお願いするものでございます。

自然保護課の説明は以上です。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○坂本廃棄物対策課長 恐縮ですが、もとの資料にお戻りをいただきたいと思っております。

12ページをお開きいただきたいと思っております。

環境整備費でございます。2億1,300万円余の減額補正をお願いいたしております。

内容については、説明欄を参照いただきたいと思います。1の産業廃棄物対策費でございますが、(1)として、公共関与推進事業につきまして2,500万円余の減額をお願いいたしております。この2,500万につきましては、国庫補助交付金が当初予定しておりましたよりこの額がふえてまいりました関係で、単独分を減額させていただくことで2,

500万円余を減額させていただいております。

2番目のPCB廃棄物処理対策事業でございますけれども、これは、国が平成13年度から560億基金を積み立てる計画をずっと持っておりますが、国と同額を地方が負担するという形になっておりまして、国の補助額が減った関係で地方の持ち出し分も減額したという形になっております。それで1,100万円余の減額補正をお願いいたしております。

3点目の公共関与産業廃棄物最終処分場アクセス道路整備事業の委託分でございますけれども、これにつきましては路線変更等で若干期間が伸びておりまして、その分で事業費を確定いたしまして1億8,400万円余の減額をお願いするという形になっております。

2点目の産業廃棄物税基金積立金でございますけれども、産業廃棄物税を当初見込んでおりましたものよりも増収いたしました関係で780万円余の増額をお願いいたしております。

別冊のほうをお願いいたします。別冊の4ページをお願いいたします。

環境整備費でございます。2,900万円余の増額補正をお願いいたしております。

海岸漂着物対策推進事業でございます。

これは、海岸漂着物対策推進協議会の運営並びに海岸管理者が海岸漂着物の回収に充てる費用について、直接実施をしたり、または市町村が行う場合に補助するものでございます。昨年度、今年度実施もしておりますが、今年度と若干変わっておりまして、国のほうが地域環境保全対策補助金ということで10割補助をやっております、2年間で、1億1,000万、昨年ことしと出していただきましたが、それを環境保全基金に積みまして使用させていただいております。ところが、今回からは同補助金が単年度補助に移行しております、原則8割補助という形になっております。ただし、有明海・八代海の特

別措置法関係並びに過疎地域につきましては9割補助ということになっておりますので、一般財源の持ち出しがあつているということでございます。その部分が変わっております。

同じく5ページをお願いいたします。

今御説明しました海岸漂着物の対策事業につきまして明許繰り越しをお願いいたしております。よろしく願いをいたします。

○開田くらしの安全推進課長 くらしの安全推進課でございます。

もとの資料の13ページをお願いいたします。

2段目の諸費でございますが、180万余の減額補正をお願いしております。

これは、社会参加活動推進費のうち、犯罪被害者等支援推進事業における国庫委託額の確定に伴う20万余の減額と、地域の安全の絆ネットワーク促進事業における防犯カメラの設置補助の申請件数が当初見込みを下回ったことによる160万の減額でございます。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○前野消費生活課長 消費生活課でございます。

同じ資料の14ページをお願いいたします。

消費者行政推進費の700万円余の減額をお願いしております。これは、右側説明欄2の消費者行政活性化基金積立金につきまして、国からの交付額決定に伴う減などによるものでございます。

続きまして、15ページをお願いします。

債務負担行為の追加でございます。

上段の消費者のくらしを守る生活再生支援事業につきましては、多重債務者の生活再建に向けまして、債務整理から家計管理指導及び生活資金の貸し付けまでの一貫した支援を行うものでございます。

下段の消費生活センター機能強化事業につ

きましては、県の消費生活センターに顧問弁護士を配置するものでございます。

いずれも4月1日から業務委託を開始することが必要のため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

続きまして、別冊の6ページをお願いいたします。

消費者行政推進費といたしまして、530万円余の補正をお願いしております。

これは右側の説明欄にございますとおり、相談対応能力向上に向けた地方消費者行政活性化事業と消費者教育推進計画の周知を図るため、消費者教育推進事業を前倒して実施するものでございます。

なお、これらの事業につきましては、次の7ページに記載をしておりますとおり、繰越明許費の設定によりまして、全額の繰り越しをお願いしております。

消費生活課は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○大谷男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課でございます。

もとの資料の16ページをお願いいたします。

最下段の社会福祉総務費の男女いきいき幸せ実感促進事業は、男女共同参画に関する若者等への普及啓発事業でございますけれども、その一部事業を国の交付金事業に振りかえたことに伴う減額でございます。

続きまして、経済対策の8ページをお願いいたします。

社会福祉総務費の地域女性活躍加速化事業につきましては、国の交付金を活用して産学官の連携により各種セミナーの開催や企業等へのコンサルタント派遣等で女性の活躍を促進する事業です。なお、予算の2,595万円につきましては、市町村への交付金も含んでおります。また、同事業につきましては、9ページのとおり全額繰り越しをお願いしており

ますので、御審議方よろしくお願いたします。

○中富人権同和政策課長 人権同和政策課でございます。

通常補正分の委員会資料のほう、17ページをお願いいたします。

今回2件の補正予算をお願いしておりますが、職員給与を除きまして、いずれも国庫支出金の確定や内示に伴う減額補正でございます。

上の段の諸費につきまして、右の説明欄をごらんください。

人権啓発推進費のうち、(2)の人権啓発活動市町村委託事業は、市町村が講演会などの啓発事業を行うものでありまして、376万円余の減額をお願いしております。

また、(3)の広報・啓発事業は、私どものほうで講演会や新聞、テレビなどの広報啓発事業を行うものでございまして、424万円余の減額をお願いしております。

この(2)(3)とも法務省からの委託事業でありまして、国庫委託額の確定に伴う減額でございます。

次に、下の段の社会福祉総務費につきまして、右の説明欄をごらんください。

2番の地方改善事業費につきまして、1,177万円余の減額をお願いしております。

これは、市町村が実施いたします隣保館の運営や施設改修に対する国庫補助額の内示に伴う減額でございます。

以上、総額2,272万円余の減額をお願いしております。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○山口ゆたか委員長 それでは次に、商工観光労働部長から総括説明を行い、続いて関係課長から順次説明をお願いします。

○真崎商工観光労働部長 商工観光労働部関

係の提出議案の説明に先立ちまして、県内の景気・雇用情勢につきまして御説明申し上げます。

日銀熊本支店が2月2日に発表しました金融経済概観では、県内の景気は、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動の影響は全体として和らいできており、基調的には緩やかな回復を続けているとされております。

個人消費につきましては、一部に弱めの動きが見られるものの、基調的には底がたく推移しているとされております。

製造業の生産につきましては、自動車やスマートフォン向け半導体を中心にフル生産が続いているなど、全体として着実に回復を続けているとされております。

雇用環境につきましては、有効求人倍率が、昨年8月以降5カ月連続して1倍を超えており、高い水準で推移しております。

一方、県内企業の先行きにつきましては、製造業の景況指数の悪化が予想されるなど、地域経済への影響も懸念されております。

このような中、国においては、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策を実行するための平成26年度補正予算が2月3日に成立しました。

商工観光労働部といたしましては、国の経済対策等の動きに即応するなど、さらなる県内景気の浮揚のため、しっかりと取り組んでまいります。

それでは、提出議案の概要について御説明させていただきます。

今回提案しております議案は、予算関係5議案でございます。

まず、通常補正分として、一般会計で19億7,600万円余の減額、中小企業振興資金特別会計など3特別会計で3億9,500万円余の減額補正をお願いしております。

その主な内容といたしまして、一般会計につきましては、制度融資の事業費確定や緊急雇用創出基金活用事業の所要見込み額の精査

に伴う減額などがございます。

特別会計につきましては、高度化資金貸付金の貸付先の計画変更に伴う減額や工業団地売却に伴う一般会計への繰出金の増額などがございます。

また、来年度から開始する委託業務などの債務負担行為の設定をお願いしております。

次に、経済対策分として、一般会計で4億3,400万円余の増額補正をお願いしております。

国の経済対策として措置された地域住民生活等緊急支援のための交付金のうち、地方創生先行型を活用し、取り組むものでございます。

その主な内容といたしましては、熊本県中小企業振興基本条例の改正を踏まえ、創業、事業承継や経営革新に取り組む小規模事業者等に対する支援に要する経費などがございます。

また、平成26年度から平成27年度への繰越明許費としまして、総額4億3,400万円余の設定をお願いしております。

このほか、総務常任委員会への付託議案であります国の交付金を活用した地域消費喚起・生活支援型の事業について、商工観光労働部において実施予定分の事業を御報告させていただきます。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○高口総括審議員 商工政策課でございます。

通常補正分説明資料の19ページをお願いいたします。

まず、商業総務費750万円余の増額でございますが、職員給与費につきましては、先ほど環境政策課長から御説明がありましたとおり、職員数の増減等による当初予算と実際の給与額の差額を毎年度2月議会において補正

をお願いしております。

なお、職員給与費につきましては、当部におきましても、この後説明いたします各課も同様でございますので、各課長からの説明については省略させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、大阪事務所費300万円余の減額につきましては、職員給与費の補正のほか、事務所の管理運営に要する経費の不用額を減額するものでございます。

次に、福岡事務所費530万円余の増額につきましては、事務所の管理運営費に係る不用額の減額と、市町村からの派遣職員の人件費につきまして、派遣元の市町村への負担金として増額をお願いするものでございます。

以上、商工政策課といたしましては980万6,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、20ページをお願いいたします。

大阪事務所及び福岡事務所の職員宿舍等賃借に係る債務負担行為の設定をお願いしております。

これは、両事務所におきます新年度から使用する職員宿舍等の契約を年度内に行う必要があるため、設定するものでございます。

内訳は、それぞれの備考欄に記載しております職員宿舍借り上げ、事務所入居ビルの管理負担金、事務所家賃等でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○伊藤商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

引き続き、21ページをお願いいたします。

一般会計でございます。

商業総務費につきましては、800万円余の減額をお願いしております。

説明欄にありますように、商店街のソフト事業や施設整備事業を支援する商店街まちづくり推進事業に関しまして、補助金額が確定

したことにより減額を行うものでございます。

次に、中小企業振興費でございますが、13億1,200万円余を減額しております。

主なものとしましては、2の金融対策費につきまして9億1,900万円余、3の中小企業振興指導事業費につきまして3億8,600万円余の減額をそれぞれお願いしております。

これは、制度融資に関して、金融機関への預託金や信用保証協会に対する保証料補助等の額が確定したことにより減額するものでございます。

次に、22ページをお願いいたします。

中小企業振興資金特別会計繰出金につきまして180万円余の減額をお願いしております。これは、運用利息の確定に伴い減額するものでございます。

以上、一般会計で13億2,338万8,000円の減額補正をお願いしております。

次に、23ページをお願いいたします。

中小企業振興資金特別会計でございます。

中小企業振興資金助成費でございますが、2億3,100万円余を減額しております。

主なものとしましては、説明欄にありますように、1の高度化資金貸付金につきまして、計画が変更され、貸付対象事業が実施されなかったことにより、2億円の減額をお願いしております。

2の設備貸与資金貸付金でございますが、貸し付け実績が減少したことにより3,000万円の減額をお願いしております。

次に、元金及び下の段の利子についてでございますが、これは、高度化資金貸付金の貸付先から返済される償還金のうち、中小企業基盤整備機構に償還するものでございます。説明欄にありますように、貸付先からの償還金が減少したことにより、元金については4億2,900万円余、利子につきましては630万円余の減額をお願いしております。

次に、24ページをお願いいたします。

公債諸費につきまして110万円余の増額をお願いしております。

説明欄にありますように、中小企業高度化資金貸付金に係る違約金を回収したことに伴い、中小企業基盤整備機構への償還金を増額するものでございます。

次に、一般会計繰出金でございますが、1億9,100万円余の減額をお願いしております。

これは、高度化資金貸付金の償還金のうち、県の負担分を一般会計へ繰り出すものでございますが、貸付先からの償還金減少により減額するものでございます。

以上、特別会計で8億5,697万8,000円の減額補正をお願いしております。

課全体としましては、一般会計、特別会計合わせまして、21億8,036万6,000円の減額でございます。

次に、別冊の経済対策分についてお願いいたします。説明資料11ページでございます。

一般会計でございます。

中小企業振興費でございますが、6,000万円余の増額をお願いしております。

説明欄をごらんください。

1の金融対策費でございますが、2,400万円余の増額をお願いしております。

これは、小規模事業者の販売力強化などを目的に、商工団体が実施するセミナー、商談会、専門家派遣事業の経費や、商工会議所、商工会の経営発達支援計画を作成するために必要な経費を支援するものでございます。

次に、2の中小企業振興指導事業費でございますが、3,600万円余の増額をお願いしております。

これは、創業、事業承継や経営革新計画などに取り組む小規模事業者を支援するために、商工団体が実施する専門講座やフォローアップ事業等に必要な経費、市町村がスムーズに創業支援事業計画を作成するための支援経費、事業承継を支援するためのシステム構

築、そして商工団体の経営指導員の指導スキル向上のための研修などの経費をお願いするものでございます。

次に、12ページをお願いいたします。

繰越明許費の設定でございます。

ただいま説明をいたしました事業は、国の経済対策に係る交付金を活用して実施するもので、年度内での事業完了が見込めないため、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。この後に説明いたします各課とも同様でございますので、各課からの説明につきましては省略させていただきます。

商工振興金融課の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○松岡労働雇用課長 労働雇用課でございます。

通常分の説明資料にお戻りいただきまして、25ページをお願いいたします。主なものを説明いたします。

中段の失業対策総務費ですが、2,200万円余の減額を計上しております。

内訳は、説明欄1、雇用対策費で2億9,000万円余の減額をお願いしております。

(1)緊急雇用創出基金事業と(2)緊急雇用創出基金市町村補助事業については、これは県と市町村で行っている基金を活用した事業でありますけれども、所要見込み額の精査による減額を行っております。減額した基金につきましては、来年度事業で活用することとしております。

(3)戦略産業雇用創造プロジェクト事業は、今年度から平成28年度までの3カ年の予定で取り組んでおりますが、所要見込み額の精査により4,300万円余を減額するものでございます。

2、国庫支出金返納金につきましては、緊急雇用創出基金事業、これは平成20年度から実施しておりますが、昨年度までに実施した

事業の確定に伴いまして、精算額として2億5,000万円余を国に返還するものでございます。

3、緊急雇用創出基金積立金につきましては、過年度事業の執行残と基金の運用利息の確定に伴い、1,900万円余を増額補正をお願いしております。

以上、補正額は計2,551万円の減額補正をお願いしております。

続きまして、26ページをお願いいたします。

債務負担行為でございます。27ページまで追加をお願いしておりますが、施設の賃借を2本、業務委託を6本、計8本お願いしております。26ページの5本は、全て継続的に債務設定を行っておりますので、恐縮ですが、説明を省略させていただき、今回新たに設定した27ページの3事業について御説明いたします。

まず、ジョブカフェくまもと関係業務ですが、これは、ジョブカフェくまもとにおいて、これまで県の非常勤職員を配置して実施しておりましたカウンセリング業務を、効率化の観点から外部委託するものでございます。

次に、中小企業と留学生とのマッチング支援事業ですが、これは、県内大学の留学生を対象に、東アジアなどへ海外進出を目指す県内企業が参加する合同説明会の開催など、就職支援を行う業務について委託するものでございます。

最後に、戦略産業雇用創造プロジェクト事業、これは今年度からの継続事業ですが、企業と求職者のマッチング支援業務を年度当初からの開始が必要な業務について債務負担行為をお願いするものでございます。

続きまして、別冊の経済対策分13ページをお願いいたします。

労働雇用課では、次ページの14ページまで、6本の事業、計1億200万円余の増額を

お願いしております。

まず、労政総務費で1,600万余の増額補正をお願いしております。

県内企業インターンシップ促進事業ですが、県外に転出しました大学生や若者を呼び戻して県内就職につなげるため、県内企業でのインターンシップ機会を提供するものでございます。

次に、労働福祉費810万円の増額補正として育休取得者継続就労支援事業をお願いしておりますが、これは、出産後の女性の継続就労や円滑な職場復帰が図られるよう、社会保険労務士等のアドバイザーを事業所に派遣するものでございます。

下段の失業対策総務費では、次ページにかけて、4つの事業で7,800万円余の増額補正をお願いしております。

まず、(1)熊本県ブライ企業推進事業ですが、企業の労働・経営環境の質的向上を図るセミナー等を通じて、従業員の処遇改善や求職者から見た企業の魅力づくりを進めて、働く人が生き生きと安心して働き続けられる企業をブライ企業として認定するものでございます。県内の企業の認知度を高める取り組みとあわせて、県内の若者の県内就職の促進に寄与したいと考えております。

次に、(2)地域雇用改善強化事業ですが、これは、地域の有効求人倍率が県平均を下回る地域において、いわゆる雇用情勢が相対的に厳しい地域において、新たな事業展開で求職者を雇い入れる企業に対して助成金を交付する事業でございます。

続きまして、14ページをお願いします。

プロフェッショナル人材誘致事業ですが、これは、国が進めるプロフェッショナル人材センター等を活用し、都市圏からすぐれた専門技術を持ったいわゆるプロフェッショナル人材を受け入れる際の費用に対して、その半額を助成する事業でございます。

最後に、(4)女性・高齢者等雇用対策推進

事業ですが、これは、女性や高齢者、障害者等の就職支援を行う推進員を各地域振興局のジョブカフェランチに配置して、地域での職場開拓など雇用の受け皿づくりを強化する事業でございます。

労働雇用課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○石貫産業人材育成課長 産業人材育成課でございます。

通常分資料の28ページをお願いいたします。

上段の職業訓練総務費でございますが、1,300万円余の減額補正をお願いしております。

このうち、右側の説明欄の2、認定訓練事業費にあります認定訓練実施事業におきまして、職業訓練の実績が当初計画を下回ったことに伴いまして、1,900万円余の減額を計上しております。

次に、中段の職業能力開発校費ですが、1億6,000万円余の減額補正をお願いしております。

このうち、説明欄の2、職業能力開発事業費(1)から(3)に係ります各事業におきまして、訓練実績が当初計画を下回ったこと等に伴いまして、1億8,000万円余の減額を計上しております。

次に、下段の技術短期大学校費でございますが、3,100万円余の減額補正をお願いしております。

このうち、説明欄の2、短大運営費におきましては、清掃、保守、点検に係る業務委託等の入札残などで1,600万円余の減額を計上しております。

以上、補正予算につきましては、最下段にありますように、2億1,238万9,000円の減額補正をお願いしております。

続きまして、29ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加設定でございます。

1段目の産業人材強化相談窓口運營業務ですが、これは、産業人材の育成・確保に関する相談窓口と人材強化に係る情報ポータルサイトの運營業務を継続して委託するものでございます。

次の身体障がい者委託訓練業務ですが、これは、身体障害者を対象とした訓練業務を28年度にわたりまして複数年契約とするものでございます。

次に、30ページをお願いいたします。

こちらは債務負担行為の変更でございます。

離職者訓練等委託業務ですが、これは、昨年の2月議会におきまして御承認をいただきました27年度実施予定の職業訓練に関しまして債務負担行為につきまして、さらに実施予定の職業訓練を追加しますことから変更をお願いするものでございます。

続きまして、経済対策分のほうの冊子の16ページをお願いいたします。

産業人材育成課では、地域住民生活緊急支援のための交付金の地方創生先行型を活用いたしまして、職業訓練総務費で2,900万円の増額補正をお願いしております。

内容は、右側の説明欄にございますように、人材育成、確保に取り組む県内の製造業系の小規模事業者に対しまして、講師派遣による技術指導等、あるいは雇用を前提とした人材育成の支援を行う事業でございます。

産業人材育成課は以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

○古森産業支援課長 産業支援課です。

通常分の資料の31ページをお願いします。

3段目の工鉦業振興費で1億2,000万円余の減額をお願いしております。

主なものとしましては、説明欄の(2)の地場企業立地促進費補助について1億2,000万円余の減額です。

これは、地場企業によります工場等の新增設を支援するものですが、企業側の交付申請が平成27年度以降にずれ込んだため、減額をお願いするものです。

続きまして、32ページをお願いします。

産業技術センター費ですが、8,300万円余の減額をお願いしております。

主なものとしましては、説明欄の3の試験研究費について6,900万円余の減額をお願いしております。

(1)の新規外部資金活用事業は、国補助、受託研究等による外部資金獲得を見込んで試験研究を行う事業です。主に国補助事業の採択件数が見込みより下回ったことから2,700万円余の減額をお願いしております。

(2)の有機薄膜技術拠点形成事業は、事業運営委員会等の運営経費と有機薄膜技術関連の研究開発課題等について、地場企業や大学等と共同研究を実施する事業です。研究開発につきまして、国補助事業の採択を受け実施することとしておりましたが、不採択となったことに伴い、4,100万円の減額をお願いしております。

以上、課全体で2億2,000万円余の減額補正をお願いしております。

続きまして、33ページの負担行為の追加です。

主なものとしましては、2番目のインキュベーション施設運営事業ですが、これはベンチャー企業等の支援のためのインキュベーション施設が県内に4カ所あります。その施設管理やインキュベーションマネージャーの配置を熊本産業支援財団に委託するものです。

4番目の計量検定業務は、計量法で定められました計量器、例えばガソリンスタンドのメーターやタクシーのメーター、こういうものが正常に動作するかというチェックを行っております。これらの業務を県の計量協会に委託するものです。

いずれも年度当初からの業務委託を行う必

要がありますので、債務負担行為をお願いするものです。

続きまして、別冊経済対策分の資料のほうをお願いします。

18ページをお願いします。

上段の工鉱業振興費ですが、1億円余の補正をお願いしております。

まず、説明欄の(1)の小規模事業者等支援事業ですが、これは新規事業です。

熊本県中小企業振興基本条例の改正などを受けまして、県内の小規模事業者等への支援体制の強化を図る経費として1,300万円余をお願いしております。

(2)のリーディング企業育成支援事業ですが、これは、高い付加価値を生み出し県経済を牽引するリーディング企業となることを目指す中小企業に対し総合的な支援を行う事業で、5,800万円余をお願いしております。

下段の新事業創出促進費ですが、1,000万円の補正をお願いしております。

これは、説明欄のくまもと型医療・福祉関連産業推進事業ですが、成長分野であります医療・福祉分野への県内企業の参入促進のため、熊本市等と連携し、医工連携製品の開発及び実用化支援を行うものです。

以上、経済対策分としまして、課全体で1億1,000万円余の補正をお願いしております。

産業支援課は以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

○村井エネルギー政策課長 エネルギー政策課でございます。

通常補正の説明資料の34ページをお願いいたします。

中段の工鉱業振興費につきましては、3,800万円余の減額を計上しております。

(1)省エネルギー推進事業は、中小企業や住宅における省エネルギー設備等の導入を支援する事業でございますが、補助見込み額の

精査によりまして1,700万円余の減額をお願いするものでございます。

(2)市町村モデル地域支援事業は、新エネルギーや省エネルギー推進に積極的に取り組む市町村に対する支援を行う事業でございますが、補助見込み額の精査によりまして2,500万円余の減額をお願いするものでございます。

(3)市町村派遣職員人件費負担金は、市町村から受け入れております派遣職員の給与等の人件費について、派遣元の市町村に対する負担金として440万円余の増額をお願いするものでございます。

下段の新事業創出促進費につきましては、くまもと県民発電所推進事業といたしまして、県民発電所への支援や普及促進等を行う事業でございますが、所要見込み額の精査によりまして100万円余の減額を計上しております。

以上、エネルギー政策課としましては、3,998万4,000円の減額をお願いするものでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○寺野企業立地課長 企業立地課でございます。

通常分説明資料の35ページをお願いいたします。

一般会計でございます。

工鉦業総務費の中ほどの企業立地促進費補助でございますが、誘致企業が事務所の新設や増設用に一定規模以上の設備投資と雇用増を行った場合に、その実績に応じて補助するものでございますが、当初予定していました創業開始時期の延伸や実績が計画に満たなかったことなどによりまして1億5,000万円を減額するものです。

次の2の(3)の戦略的ポートセールス推進事業でございますが、熊本港、八代港と他県の港との長距離航路の海上運賃の差を小さく

し、利用荷主企業の輸出入の利便性を高める事業におきまして、所要見込み額の減により1,400万円を減額するものでございます。

36ページをお願いします。

臨海工業用地造成事業特別会計でございます。

中ほどの一般会計繰出金でございますが、八代外港工業用地の売却に伴いまして、3億5,800万円余を増額するものでございます。

37ページをお願いします。

高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計でございます。

中段の元金につきましては、臨空テクノパーク建設事業における起債償還元金の確定に伴い、2,900万円余を減額するものでございます。利子につきましては、臨空テクノパーク及び菊池テクノパーク建設事業におきます起債償還利子の確定に伴い、600万円余を減額するものでございます。

下段の一般会計繰出金につきましては、城南工業団地及び白岩産業団地の売却に伴いまして、1億4,400万円余を増額するものでございます。

別冊の経済対策分説明資料の20ページをお願いいたします。

まず、企業誘致促進対策事業でございます。

(1)のグローバル企業誘致推進事業につきましては、セミコン台湾への出展——これは来年9月の2日から4日を予定させていただいていますが、に合わせまして行うグローバル企業の誘致促進のためのセミナー経費として400万円を計上させていただいております。

(2)の企業の地方拠点化等推進事業につきましては、企業の本社機能等の移転促進を図るため、企業の地方移転促進セミナーやアドバイザー等の経費として1,200万円を計上しております。

企業立地課は以上でございます。御審議の

ほどよろしくお願い申し上げます。

○中川観光課長 観光課でございます。

通常分説明資料の38ページをお願いいたします。

観光費としまして、1,200万円余の増額をお願いしております。

主なものとしましては、市町村派遣職員に係る人件費負担金約1,100万円の増及び毎年実施している観光統計動態調査の事業費が確定したことに伴う減額などでございます。

次に、39ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加でございます。

これは、九州観光推進機構へ派遣している職員の宿舍借り上げ契約に係るものでございます。

続きまして、経済対策分でございます。

別冊の説明資料22ページをお願いいたします。

観光費としまして、5,700万円余の増額補正をお願いしております。新規事業3本を計上しております。

まず、世界ジオパーク・世界遺産登録記念推進キャンペーン事業2,000万円の増額につきましては、昨年世界ジオパークに認定された阿蘇や世界遺産登録を目指す万田坑、三角西港、崎津集落を活用した観光キャンペーンの展開に要する経費でございます。

次に、映像コンテンツ展開事業850万円の増額につきましては、自然や歴史、温泉、食などの本県の魅力を的確に伝えるための効果的な手段である映像コンテンツを活用し、主にアジアの人々を対象に情報発信する経費でございます。

3つ目に、外国人観光客等受入環境整備事業2,900万円余の増額につきましては、外国人の観光客の方々が県内観光を安心して楽しんでいただくことができるよう、県内宿泊施設の多言語化を進めるなど、受け入れ環境を整備する経費でございます。

観光課は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○磯田国際課長 国際課でございます。

もう一度説明資料のほうにお戻りいただきます。説明資料の40ページをお願いいたします。

2段目の諸費1の(2)旅券発給事務費で100万円の減額補正をお願いしております。

これは、旅券発給に要する経費について、申請件数が当初見込みに比べて少なかったことから、所要見込み額を精査の上、減額するものでございます。

また、2の国際交流推進費につきましては、市町村派遣職員人件費負担金でございます。

次に、商業総務費につきましては、貿易振興費100万円余の減額補正をお願いしております。

これは、世界チャレンジ支援基金を原資とした県内中小企業の海外展開を支援する海外ビジネスチャレンジ研修支援事業につきまして、事業費の確定に伴い減額するものでございます。

続きまして、41ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加が3件ございます。

1番目につきましては、通訳・翻訳業務のほか、国際相談対応業務に係る委託契約、2番目につきましては、本県出身海外移住者の子弟を県費留学生として県内の大学に受け入れるための宿舍借り上げの経費、3番目につきましては、平成24年8月から南寧市に設置しております熊本広西館の管理運営に係る委託契約でございます。

いずれも、4月1日から業務遂行が必要な事項について、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

続きまして、別冊経済対策分の24ページをお願いいたします。

国の経済対策の新たな交付金を活用した事業として、商業総務費で2事業、4,200万円余の増額補正をお願いしております。両事業とも継続事業でございますが、国の経済対策に合わせて、拡充して補正予算をお願いするものでございます。

(1)の中国経済交流促進事業1,700万円余は、中国ASEAN博覧会への出展や商談会への参加等、県産品の販路拡大等を展開する経費でございます。

なお、新たに上海の東方明珠タワーにおいて、くまモングッズ等の販売や本県観光PR等を行う上海くまもとフェア——これは仮称でございますが、の実施を予定しております。

(2)の台湾・アセアン・香港経済交流事業2,500万円余は、大手コンビニ等と連携した熊本フェアの開催や知事トップセールスなど、経済交流活動の促進や県産品の販路拡大等を展開する経費でございます。

なお、新たに6月に台北市でチャイナエアライン等が開催する日本地方観光美食博覧会への出展を予定しております。

国際課は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○成尾くまもとブランド推進課長 くまもとブランド推進課でございます。

通常分の資料にお戻りいただきまして、42ページをお願いいたします。

まず、商業総務費でございます。240万円余の増額補正でございます。

その主なものでございますが、右側説明欄の2になりますが、物産振興費といたしまして、市町村派遣職員人件費負担金の450万円余の増額と、球磨焼酎等ブランド確立推進事業ほか2事業の所要見込み額精査によります230万円の減額でございます。

次に、工鉱業総務費の420万円余の減額補正でございます。

これは右側説明欄になりますけれども、産業展示場施設の改修事業費の入札残及び所要見込み額の精査による減額でございます。

次に、43ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加でございます。

3件でございます。いずれも継続して計上しているものでございます。

まず、平成27年度のくまモン利用許諾審査業務に係る債務負担行為2,600万円余でございます。

次に、物産展示場の施設賃借に係る債務負担行為で760万円余でございます。

最後に、くまモン隊管理運営に係る債務負担行為で1億円余でございます。

続きまして、別冊経済対策分の26ページをお願いいたします。

商業総務費でございます。

物産振興費といたしまして、1,200万円余の増額補正でございます。

その内容ですが、右側の説明欄をお願いいたします。

くまもとの酒消費拡大推進事業でございます。

本事業は、平成21年度から実施しておりました球磨焼酎等ブランド確立推進事業をスクラップいたしまして、新たに立ち上げた事業といたしまして県産酒全体の振興を図るものでございます。

なお、次のページ、27ページでございますが、全額を平成27年度で繰り越すこととしております。

くまもとブランド推進課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○山口ゆたか委員長 次に、企業局長から総括説明を行い、続いて関係課長から順次説明をお願いします。

○古里企業局長 企業局でございます。

今回御提案申し上げている議案は、平成26年度熊本県電気事業会計補正予算など、予算関係3件でございます。

補正予算の主な内容といたしましては、職員給与の確定に伴います補正、有明工業用水道事業における企業債利率等の確定に伴います支払い利息の減などがございます。

そのほか、年度当初から執行が必要な施設管理業務等の債務負担行為の設定をお願いしております。

詳細については、次長から説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○五嶋企業局次長 2月補正予算案の内容について御説明いたします。

今回は、電気事業、工業用水道事業、有料駐車場事業、各事業の補正と債務負担行為の設定をお願いしております。

通常補正分の説明資料の44ページをお願いいたします。

平成26年度2月補正予算総括表でございます。電気事業、工業用水道事業及び有料駐車場事業の3事業会計の補正予算についてまとめた総括表でございます。

45ページをお願いいたします。

電気事業会計の収益的収支でございます。

収益的収入の営業外収益につきまして1,122万円の増額補正をお願いしております。

これは、被災地復興のため、宮城県に派遣しております職員の給与に係る宮城県からの負担金1,012万円余と児童手当及び昨年4月に発生しました鳥インフルエンザ防疫業務に係る職員の時間外勤務手当等に係る一般会計からの繰入金を、それぞれの実績に伴い増額するものでございます。

また、収益的支出の営業費用につきまして2,936万円余の増額補正をお願いしております。このうち、60万円余につきましては、先ほどから説明があつてますように、職員給与の確定に伴い、増額補正するものでござい

ます。

また、退職給与引当金につきましては、新会計制度移行に伴う不足分を10年分割で積み立てる予定としておりましたが、九州電力との料金交渉の結果、5年分割で積み立てることとなったことなどによりまして、2,875万円余を増額補正するものでございます。

46ページをお願いいたします。

資本的収支、いわゆる投資的経費でございますが、これらは荒瀬ダム撤去事業に係る補正でございます。資本的収入につきまして、荒瀬ダム撤去事業に従事いたします職員に係る児童手当の確定に伴う増額補正と、資本的支出につきましては、職員給与費の確定に伴う減額補正をお願いするものでございます。

47ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

発電所の工作物巡視等委託や設備等の保守点検等につきまして、それぞれ記載のとおりの内容の設定をお願いするものでございます。

次に、48ページをお願いいたします。

工業用水道事業会計でございます。

収益的収入の営業外収益につきまして、258万円余の減額補正をお願いしております。

これは、有明工業用水道事業で平成26年3月に借りました企業債利息が確定したことなどにより、一般会計からの繰入金を減額するもの並びに児童手当及び基礎年金拠出金の確定に伴いまして、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

次に、収益的支出の営業費用につきまして、283万円余の減額補正をお願いしております。これは、職員給与費の確定に伴う減額補正でございます。また、営業外費用でも283万円余の減額をお願いしておりますが、先ほど御説明しました企業債の利率等の確定に伴いまして、支払い利息の減でございます。さらに、特別損失で260万円余の減額補正をお願いしておりますが、退職給与引当金の新

会計制度移行に伴います不足分の確定に伴いまして減額補正するものでございます。

続きまして、49ページをお願いいたします。

資本的収支についての補正でございます。

まず、資本的収入の補助金及び資本的支出のうち長期借入金償還金につきましては、有明工業用水道の主要設備更新工事に伴います一般会計からの繰入金に係る元金償還金の確定に伴いまして、償還金と一般会計からの繰入金をそれぞれ増額補正するものでございます。

次に、資本的支出のうち、他会計への繰出金につきましては、八代工業用水道導水管耐震化工事に要する経費としまして、企業債にかえまして、苓北工業用水道事業から長期貸し付けを行うため、増額補正するものでございます。

50ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

都呂々ダムの水質調査業務委託と工業用水道事業設備等の保守点検業務委託につきまして、それぞれ記載のとおりの内容の設定をお願いするものでございます。

51ページをお願いいたします。

有料駐車場事業会計でございます。

収益的収入の営業外収益で33万円余、収益的支出の営業費用で378万円余、特別損失で37万円余、それぞれ減額補正をお願いしておりますが、これは先ほどの工業用水道事業会計と同様の減額補正でございます。

52ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

有料駐車場事業賠償責任保険や有料駐車場管制装置等の保守点検業務委託などにつきまして、それぞれ記載のとおりの内容の設定をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○山口ゆたか委員長 次に、白濱労働委員会事務局長から説明をお願いします。

○白濱労働委員会事務局長 労働委員会でございます。

今回提案しております補正予算について御説明申し上げます。

通常説明資料の53ページをお願いいたします。

委員会費でございますけれども、労使紛争のあっせん等の事件数が、当初の見込みを下回るため、それに伴いまして委員報酬を減額するものでございます。

次に、事務局費でございますけれども、職員給与費につきまして、給与の予算計上ルールに従って、職員の異動等に伴う所要の調整を行うものでございます。

以上、163万円余の減額補正によりまして、補正後の当委員会の予算総額は、合わせて1億439万円余となります。

御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○山口ゆたか委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。なお、質疑を受けた課は、課名を言って着席のまま説明をしてください。

それでは、質疑はありませんか。

○城下広作委員 8ページの地下水保全対策の部分で、水量測定の補助金が申請を下回ったとありますけれども、地下水を正しく把握するためにはメーターが必要だというのは前からずっと言っているんですけども、本来つけるべきところがつけていないのか、努力義務でつけてねという状況なのか、これをちょっと詳しく、どういう件数でどういう状況なのかをお願いいたします。

○佐藤環境立県推進課長 環境立県推進課で

ございます。

まず、補助事業の対象でございますが、改正条例によりまして、平成24年10月から、新たに水量測定器の設置が義務づけられたところでございます。

具体的に言いますと、熊本地域で、ポンプの吐き出し口の断面積が19平方センチメートルを超え、50平方センチメートル以下の井戸、約500件余でございます。

今回、チラシとか文書通知、また訪問などにより周知に努めてきましたが、想定どおりにはなかなか申請が進まずに、予算としましては、42件分、420万円の減額を今回お願いしているところでございます。

○城下広作委員 条例が改正して、つけなきゃいけない義務があるのにつけていないのが多いわけですよ。だから、それで補助金を出してつけてくださいと言っても、それに応えないということは、地下水を正しく大事にしようと言いながら、それ以上の実態がつかめないわけですよ。だから、それは減額になるというか、足りないぐらいに本来はならないかぬのに減額をしていくというのは、これはちょっと厳しいなということで、いわゆる地下水をくみ取るわけですから、そのために正しく、今メーターがついていないと、正しい数字はわかってないんですよ。

だから、目測なんですよ。だから、水量器をつけなさいと言って事業をやっているのに条例も変えたんですよ。それがやられてないということは、県が、熊本市が、いろいろと水はこれだけくみますよというデータは、極端には正確じゃないという数字になってしまうことで何でも協議をしているんですよ。

だから、根本的なことだから、水量器をちゃんとつけなきゃいけないところはつけないと、それ以外の口径なんかもとずさんですよ、数量の把握なんていうのは。だから、根本的に水を大事にしようといつも言いなが

ら、正しい量はつかんでないというのが現状だということを知った上で、この事業は金が足らぬぐらいにやらないかぬと思いますけれども、どうでしょうかね。

○佐藤環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

これまで、チラシですとか文書通知、訪問により周知に努めてきたところではございますが、非常に貴重な予算を有効に使えずに申しわけない状況にあると思っております。

申請が進まない原因の一つとしましては、多額の費用がかかることではないかと思っております。水量測定器、1件当たり20万円、大きいものになると100万を超える費用がかかるという状況にあります。

したがって、2分の1補助でございますので、補助を活用したとしても、最低でも10万円という多額の自己負担が発生いたします。中には、小規模な事業者ですとか農業者の方も多くて、訪問いたしますと、今は設置する余裕がないと言われるケースが非常に多かったです。

また、設置の必要性に対する理解の問題もあろうかと思っております。多額の費用をかけましても、採取者の方御自身には水量測定器を設置するメリットが余りないということ、設置しないことによって直ちに地下水がくめなくなるとか、そういった不都合が生じるわけではありませんので、なかなかこれらのことが背景にあるかなと思っております。

今後は、地下水が公共水であること、採取量を正確に把握するためには、設置が不可欠であることについて理解を求めていく必要があると思っておりますが、さらに、今後の取り組みの工夫といたしましては、未設置について詳しく見てみますと、50万立方メートル以上採取をしているような大口採取、特に工業用ですとか水道事業用の井戸にも未設置が少なからずあります。これらは最優先で解消してい

かなければいけないと考えております。

今後は、優先順位をつけまして、これらの事業者にも個別に働きかけるなど、効果的に取り組んでいきたいと思っております。

○城下広作委員 もう全くそのとおりで、要は、一方で水はただだから、熊本に魅力があるから企業が来るということもわかっております。ただ、それは、ただというよりも、違う部分で負の遺産になって、くまれてしまうとなると。だから、そこは痛しかゆしで、それもよくわかっております。

だから、ある程度やっぱり量をしっかり取られるところは、やっぱり公共水という意識でメーターをつけて、最終的には、正しい量だけはちゃんと理解しているということから水の大事さというのは始まるんじゃないかと思っております。余りそれ以上言いませんので、しっかり今言われたような形の方で、地下水に関しては保全対策を頑張っていたきたいと思います。よろしくお願いします。

○山口ゆたか委員長 ほかにありませんか。

○重村栄委員 幾つかちょっと質問したいんですけども、別冊の経済対策分の22ページ、観光課ですね。

観光課の中で、映像コンテンツの件、それと外国人観光客受入環境整備事業の件ですけども、映像コンテンツ、PRには非常に効果があるということで認識をされて、こういう活動もされているというふうに理解しておりますけれども、今後のこの映像コンテンツの活用方向、方針というか、そういったものをどんなふうに考えてあるのか。予算が限られている中で、例えば一点集中でやっていくのか、いろんなところにあちらこちら股をかけてやるのか、そういった方向性の問題が一つあるのかなと思うんですけども、そういったものを今後どういうふうにされるのかと

いうのを1つお聞きしたいんです。

それから、もう一つの受け入れの環境整備事業、具体的には、どういうことをどんなふうにするかとしているのか。

まずは、その2点をお聞かせください。

○中川観光課長 観光課でございます。

まず、映像コンテンツにつきましては、今回の事業、新規事業ということでございますが、26年度、今年度、トライアルでインドネシアに対する映像の事業をやらせてもらっております。ただ、東南アジア各国、国によってどういうものが評判があるのか、日本、熊本を理解する上で、そういうリサーチも必要と考えておりますので、今回の予算の中で、まず市場の動向調査というのを並行してやらせていただきたいと思いますと考えております。

それと、もう一つは、既存の私どもの熊本県の中にもいろんな映像のストックがございますので、それをローカライズといたしまして、現地の言葉に変える、そういうメニューも用意しております。これは、そういう事業をすることによって、相手国に対して、よりPRが進むようにというものでございます。

3点目に、現地事業とタイアップしてやるメニューも考えております。これが今年度インドネシアとやったような事業でございます。

お尋ねが、一点集中で行くのか、それとも広く行くのかということでございますが、これはまだ今の時点でどうするって決めているものではないです。いろんな情報をつかみながら、ここが効果的だと思えば、集中的にやる場合も想定されます。これにつきましては、新たな市場開発等につきましても、精いっぱい取り組んでいきたいと思っております。

2点目の外国人受け入れ環境整備につきましても、大きく3つの取り組みを考えており

ます。

まずは、外国語の表記、言語のバリアフリー化という言い方でございますが、旅館、ホテル、あるいは飲食店等で4カ国語表記をきめ細やかに進めるというものでございます。その中には、Wi-Fi設置の支援等もできないかと考えております。これにつきましては、県内の事業者としっかりヒアリングをして、どういうメニューが実際求められているかということも検討しまして、メニュー方式でいきたいと考えております。

もう1つ、県内を旅行されるターゲットとしましては、外国人の個人旅行の方を少し意識しまして、そういった方がよくスマートフォンを持っておられるものですから、その中のアプリを開発しまして、こちらから九州の中の熊本でいろんなお勧めコースというのを提供したようなアプリというのを開発して、そういうのをダウンロードしてもらうことによって、県内の広い、まだ余りスポットの当たっていないところまで足を運んでもらえるような試みというのも考えております。

それから、3つ目は、おもてなしという視点でございまして、ボランティアガイドの育成、あるいはそもそものハラル対応の必要な情報等の研修メニュー、そういう大きく3本立てで今回の事業を考えております。

以上でございます。

○重村栄委員 まず、映像コンテンツの件ですけれども、昨年、シンガポール、それからジャカルタでメディアの方とお会いする機会がありました、視察に行った先で。映像コンテンツの件で視察に行ったんですけれども、その件でお会いする機会がありまして、いろんなお話をさせていただきました。向こうの方々も、非常に映像コンテンツを活用する事業に対して積極的にやってありますし、今課長がおっしゃったように、熊本県が持っているものを提供するというやり方も当然ありま

すし、向こうのメディアをこちらに連れてきてやるというやり方もあるわけですよ。どちらがいいかというのは、それぞれあるんでしょうけれども、ただ、向こうの人の視点というのは、ちょっと我々が熊本県はここが魅力的なんだと思っている視点と向こうの人が見る視点がちょっと違うところを感じたんですよ、いっぱい話したら。

例えば、私たちが熊本では阿蘇ですと言ったら、ジャカルタの人はインドネシアにも活火山がありますと、山と言われても余り魅力を感じませんという意見が出てきたり、ちょっと視点がやっぱり違うところがあるのかなと思うので、こちらが思っている魅力がそのまま受け入れられるとは限らないのかなと。逆に向こうの人が来て、見てもらって、ここが魅力よねといったものを意外に我々が気づかないところが随分あるんじゃないかなと思いますので、そういった向こうの見る目、向こうの価値観を取り入れていかないと、その映像コンテンツが生きてこないんじゃないかなということがありますから、少ない予算の中ですので、そういったものを十分に活用していただきたいというのが1つ。

それと、やはりイメージ作戦ですので、やっぱり継続して、ある程度集中的にやっていると、分散してしまったら薄くなるんじゃないか、効果として。そういうことも思いますので、その点は十分慎重に検討していただいて、できれば効果のある方向にしっかりとやっていただきたいと、お願いをしたいと思います。

それから、環境整備の件なんですけれども、多分Wi-Fiの整備というのは非常に大きなポイントだろうと思うんですね。やっぱり県内、まだWi-Fiの整備はそんなにできてませんので、できるだけ無料のWi-Fiの使えるものを早く整備していただくのが大事かなと思いますし、それから、最近テレビをちょっと見てたら、海外から最近個人の観光

客が大分ふえてきていますよね。個人の方が一番困るのは何かというと、コミュニケーションがとれない、日本の方は話しかけるとすぐ逃げていくと。何か場所を聞きたい、あるいは何かを聞きたいのに、話しかけたらすぐ逃げてしまう、そういった意味でコミュニケーションがとれない、ここが一番困ることだというのをちょうどテレビで流してたんですよ。

確かに、それはあるんだろうと思うんですね。私たちも、町で聞かれたらすぐちょっと引きますので、それはあると思うんですけども、やっぱりその辺をもう少し改良していかないと、表示だけの問題じゃないんじゃないかなという気がしますので、例えば宿先でもそうですし、街角でもそうですし、そういったこともやっぱりどこかでやっていかないといけないのかなと。

何かたまたま見てたら、銀座に、テレビの画面で4丁目付近だったんですけども、ボランティアの方が、70代の方がずっと毎日立っているんだそうですよ。その人は何しているかという、観光案内をボランティアでやっている。困っている人を見つけたら、そこに尋ねて行って、何が知りたいんですかと話しかけて教えているんだそうですよ。これは一つおもしろい取り組みかなと思って見てたんですけども、そういったことをしてくれる人がいるのかどうかわかりませんし、また、それだけ必要性があるのかどうかはわかりませんが、そういった何か人材の活用といったものも含めて、何かあればいいんじゃないかなと思いましたので、熊本でできないのはちょっとわかりませんが、そういったことも頭に入れて、その表示だけの問題じゃないと、ソフトの面あるいはそういった面でのやり方もあるのかなというふうに思いましたので、よろしくお願いをしたいと思います。

続けてまだいいですか。

○山口ゆたか委員長 はい。

○重村栄委員 それから、これは通常分ですね。通常分のところで41ページです。これも国際課です。

広西館、広西壮族自治区の広西館の債務負担行為もありますし、それから別冊の25ページのASEAN博とかいう話が出てきていますけれども、広西館の今いろんな業務をされていますけれども、具体的に今どんなことをされてて、どういうふうな成果につながっているのか。

このASEAN博とのかかわりも含めて、ASEAN博にも何回もずっと出していますけれども、そういったもので向こうとの結びつきができた、例えばこんな事例がありますよとか、こういうことで今ふえてますよとか、その辺のちょっと少し今の動向をお聞かせいただければと思います。

それと、もう1つ、くまもとブランド推進課。

くまモンの件で、利用申請、今どんなふうな状況ですか。一時はすごかったみたいですが、最近の動向はどんなふうでしょうか。

○磯田国際課長 熊本広西館は、24年8月にオープンをしまして、2代目の所長が勤務しておるところでございます。本人は貿易の経験もございまして、県内企業から御相談があった場合、さまざまなマッチングを大変まずしております。前代の所長のときもございしますが、具体的には、お酒を現地のレストランにつないだりとか、そういった実績を上げてきたりしております。

また、今年度から、現地の百貨店の中に熊本の物産を置くコーナーを設けようという事業をトライアルでやっておりますが、なかなか通関が難しかったりして、それを現地でサ

ポートをして、具体的にデパートとの交渉をやって、今19品目が現地で並んでおりまして、実は、せんだって私も行ってまいりましたが、特にお酒とかしょうゆ、それから酢は大変売れているというようなことでございました。私なんか、最初は酢というのが売れるのかなという気持ちもございましたんですが、やはり日本に対する食品の安全、安心に対する信頼感が大変高いということで、熊本の商品が入ってくると大変ありがたいという現地のデパートからのお声もいただいております。ただ、熊本から直接やっているだけではなかなかうまくつながらないところがございますので、現地の職員がいるということで、デパートの関係、それから通関等のサポート等々もうまくやっているとござります。そういった地道な積み重ねで企業の方々にも信頼される広西館として頑張っているところかと思っているところでございます。

○成尾くまもとブランド推進課長 ブランド推進課でございます。

くまモンの利用許諾の状況についてのお尋ねでございますが、委員御指摘のとおり、実は、昨年度が非常にピークであったかと思っておりますが、昨年度は大体月平均して600件近いぐらいの利用許諾申請がありまして、一時期は許諾までに3カ月を超える期間を要するというところで、皆様にも大変御迷惑をおかけしたところでございます。

これを改善するために、本年度4月から、利用許諾の事務を民間のほうに委託することにいたしました。その結果、おおむね1月ぐらいで利用許諾ができるというふうな状況になっております。

一方で、本年度の利用許諾の件数でございますが、一月平均、現在のところ大体250件ということで大分落ちつきを取り戻しているのかなと思います。

ちなみに、利用許諾の総件数につきましては、本年1月末時点で1万8,700件程度というふうなことになっているところでございます。

以上でございます。

○重村栄委員 熊本広西館の件ですけれども、館長さんの身分はどんな身分の方、県の職員さん、それとも全く外部の方を採用しているんですか。

○磯田国際課長 現在の代表は、貿易協会の職員として行っております。

○重村栄委員 もともと県の職員じゃない…

○磯田国際課長 じゃないです。

○重村栄委員 違うんですね。

○磯田国際課長 はい。貿易の経験のある職員を貿易協会の職員として採用して現地に行っているところでございます。

○重村栄委員 ASEAN博が、もう何年になるんですかね。もう随分になりますよね。県内からかなりいろんな企業の方々が出展されたりしていますけれども、県内の方々の評価はどうなんですか。

○磯田国際課長 ASEAN博は、毎年9月に実施されておまして、県内からはお酒とか化粧品、それからグッズなど、今年度は展示をさせていただいております。

県内企業の方、熊本のブースは大変人気が高くて、人もたくさん集まるということと、くまモンも行っておまして、中国でちょっと見本的に物を展開する、まずきっかけとしては大変いい機会だというふうにお聞きして

おります。

引き続き、できれば来年度もそれを行っていきたいと思っているところでございます。

○橋口海平副委員長 要望ですが、先ほどのWi-Fiの件なんです、Wi-Fiに接続するときに、海外の表記がなかなか難しいかと思うんですが、例えば、観光の本とか、無料の案内の海外の表記している観光本ですね、そういうのにも、ぜひ、Wi-Fiの接続だったり、熊本でも無料の日本語向けがあるとしますけれども、そういうのにも、無料のWi-Fiがありますよとか、そういう接続方法とかも書きますと、より効果的じゃないかなと思いますので、そういうのも御検討いただきますようよろしくお願いします。

○鎌田聡委員 経済対策のほうの13ページ、熊本県ブライ企業推進事業というのが新規で出されておまして、ブラック企業に相対してブライ企業だというふうに思いますけれども、どういうところ、どういう企業、どのくらい、これは認定か指定かなんかされていくんでしょうか。ちょっとその辺を教えてくださいたいと思います。

○松岡労働雇用課長 この事業、幾つかメニューがあるんですが、まず処遇改善を予定している、いわゆる処遇改善、いろんな賃金上昇があり、従業員の育児休業環境の整備とか、そういった就業規則関連の改善を図ろうとする企業の50社程度を、コンサルタントを派遣して、いわゆるコンサルティングをする事業が1つございます。

今委員のほうからお尋ねがありましたブライ企業の認定、これについては、そういった50社を含めて、いわゆる県内企業の中から、そういう働く人の魅力づくりをやっている企業というのを10社程度認定して、その中からさらに表彰を予定したいと考えておりま

す。

○鎌田聡委員 処遇改善等の取り組みへのコンサルティング、こちらはもう大いにやっていただきたいと思えますし、そういうことで労働環境の改善に取り組んでいただきたいと思えますけれども、あと、この認定が、なかなか、どういう物差しでやるのか、認定基準といいますかね、どういう人たちがそこを選んでいくのか、これはなかなかその評価の物差しというのは難しいと思えますけれども、何かきちんとしたやつをつくられるんですかね。

○松岡労働雇用課長 今のその認定の基準、まだこれから整理をしていきたいと考えておりますけれども、基本は、その従業員、あるいはその家族にとって非常に満足度が高いかというところが非常に大事なんです、それ以外にも、地元の企業やあるいは人材を大切にしたい取引あたりをしているとか、あるいはその地域経済への貢献度が高い、あるいは当然ながら黒字経営であるとか、そういった幾つかの基準をさらに分けて、外部の委員さんにそういった定義づくりも含めて御相談をしたいと考えております。

認定につきましては、これもまだあくまでも当方での考えなんです、県の労働審議会という、いわゆる労使代表それぞれの学識経験者も踏まえた会議がございまして、その会議のメンバーをベースに認定なり審査等をお願いしたいと考えております。

○鎌田聡委員 よい取り組みだとは思いますが、一つ間違えると、認定の基準がしっかりしてないと、いろいろと不公平感も生まれてしまうような可能性も少し危惧もされますので、その辺はしっかりと基準もつくっていただいて、公平、公正、公明にきちんとやっていただかなければ、これはいけないな

と思いますし、これは単年度の27年度の取り組みなんですか。それよりずっと継続的にやっていたらいいのか。

○松岡労働雇用課長 これもまだ予定ですが、3年ほどは続けたいと考えております。今度の地方創生戦略の中でしっかりと書き込んでいきたいと思っておりますので、その計画期間中は継続したいなというふうに考えております。

○鎌田聡委員 わかりました。

○山口ゆたか委員長 ほかに質疑はありませんか。

○西岡勝成委員 全体的なことが1つと観光に関する1つをお尋ねしたいと思えます。今回の国の経済対策に伴っての経済対策の補正ですけれども、時間的にも短くて、中身も詰まったものというわけにはなかなかないと思うんですけれども、実際これは地方創生の第1弾だと思うんですね。

そういう中で、小規模事業者等々、今回改正された条例に基づいた支援策、地方の隅々まで景気が波及するようなことにしていかななくてはならないと思うんですけれども、そのためには、やはり商工会議所、商工会、それぞれやはり事業の中身をきちっと把握されて、それぞれの地域に広報なり周知を徹底しながら、この事業の周知徹底を図って、活用して、皆さんが元気になっていくという形をとっていくべきだと思うんですけれども、その辺の要するに商工会議所、商工会、その辺に対する指導といいますか、県としてどのようなことをされているのかなど。

○高口総括審議員 12月に改正いただきました中小企業振興基本条例に基づく施策につきましては、今回、小規模事業者の分につきま

して、経済対策等で幾つか事業を組み立てました。

特に、これまで余り、小規模事業者につきましては、なかなか県庁、手が届かないところがございましたので、商工会、商工会議所等を活用したいろんな事業展開が重要であるというふうに思っております、当初予算にお願いしている分も含めまして、その商工会、商工会議所の指導員等のスキルアップですとか、それからいろんな普及啓発、こちら辺もこれから順次進めていく予定にしておりますし、国のほうも、創業支援計画ですとか、市町村についての計画策定支援はございますけれども、そこら辺を加速化させるような形での取り組みも今回予算の中に計上させていただきますので、そういったものを含めて、まずは、その商工会をいかに活性化していくか。

あるいは、よろず支援拠点も今非常に順調に相談もふえておりますので、これについても、産業支援財団のほうに今回産業支援課のほうで予算も計上して、これをバックアップする体制もとらせていただいておりますので、そういったいろんな方面からしっかりと支援をしていきたいというふうに考えております。

○西岡勝成委員 補正が単なるばらまきと言われたいためには、きちっとしたやっぱり指針といいますか、これに基づいた方向性を出す必要があって、それに基づいて、また次年度の予算につなげていくということが大事だと思うので、ぜひ、その辺の周知徹底といいますか、利活用についても説明方よろしくお願いを申し上げます。

それと、もう1つ、観光の件について中川課長にお尋ねしますが、世界遺産登録に向けて、天草は、入り口の三角西港が今年、来年が崎津集落ということで、少しずつ観光客もふえつつあるんですが、最近の観光客、いろ

いろいろ団体客ばかりではなくて、いろいろな細かいところまで見て回られる方も多いんですけども、天草の歴史というのは非常に深く、キリスト教を中心とした16世紀の戦国時代の歴史、天草五人衆、もうちょっと広げると九人衆というのがおられるらしいんですけども、その人たちが、天草全土を支配しながら、キリスト教との関係が、その豪族によって、ただ武器を輸入したいがためにキリスト教になったり、キリスト教に触れて完全に信者になったり、そういういろいろ型があるんですけども、そういうものを歴史本として——天草全体をその五人衆で扱っているわけですから、栖本もあれば、大矢野もあるし、苓北もあるし、本渡もあるので、上津浦もあるし、その五人衆がそれぞれ扱っていたわけですけども、そういうものを、もうちょっと簡単な、この機会に歴史本にして説明してもらったら、天草全体が世界遺産を機会におもしろくなるんじゃないかと思うんですね。

島原・天草の乱でも、ほとんどの地域が全滅して、薩摩から移民が来たりしたところもあるんですね。そういうのもあるし、おもしろい歴史がたくさんあるので、そういうものを何か簡単な歴史本にすると、キリスト教を中心とした歴史本にしていくと、もっともって何か天草全体が、そのことによって自分たちも盛り上がるし、観光客の人たちも、天草を見る目がキリスト教という一つの弾圧の歴史も含めたところでおもしろくなってくるのではなからうかと思っているんですね。

この前、上津浦の大きなお寺に行ったら、キリスト教関連の墓があって、史跡の調査がされておりましたけれども、ああいうのは本当、我々は、だってそんなあの山奥にと思ったんですけども、物すごく大きなお寺があるんですね。それは、やっぱり弾圧するために、天草は、結構、こんなところに何でこんな大きなお寺があるのと思うぐらいのお寺が

あります。それはやっぱりキリスト教を弾圧するためにつくられたお寺だと聞きますし、そういうことも含めて簡単でいいんですけども、何かそういう天草の歴史本みたいなものをつくってやると、つくるほうも皆さんそれぞれの地域で盛り上がるだろうし、観光客で訪れる方々も、そういう天草を全体として見れるんじゃないかな。ただ崎津の天主堂といますか集落という捉え方よりも、全体が見えるんじゃないかなと思うんですけども、その辺、中川課長どうでしょうか。

○山口ゆたか委員長 これ、キャンペーンに関係しますか。はい、中川課長。

○中川観光課長 御指摘ありがとうございます。

旅行する人たちは、本当、今委員御指摘のとおり、非常に、ほかの地域との違いや自分の住んでいるところとの違い、ストーリー性等というのを物すごく求められていると認識しております。

したがいまして、今御指摘がありましたような、天草では天草のオリジナルの歴史、そういうところにしっかりスポットを当てていくことによって、世界遺産登録を目指す崎津、その一点の部分が、広く天草、ひいては熊本全土に広がるようなアピールができると考えておりますので、今御指摘いただいた点につきましては、地元市町村等もしっかり打ち合わせしながら、キャンペーンを展開する中で、観光客へのアピール、ストーリー性が大事だという点を認識しまして取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○西岡勝成委員 よろしくお願ひします。

○山口ゆたか委員長 ほかに質疑はありませんか。

○鎌田聡委員 ちょっとお尋ねですけれども、企業立地課、37ページで、工業団地売却に伴う繰り出しということで、城南と白岩のお話がありましたけれども、今どのくらいなんですか。城南でどのくらい残って、白岩でどのくらい残っているのでしょうか。ちょっと教えていただきたいと思えます。

○寺野企業立地課長 企業立地課でございます。

白岩につきましては、もう既に売却とリースで全て終わっております。城南が、あと1、2、3区画ほどで、全体的には残っているのは2～3区画でございます。それにつきましても、今企業のほうと既に折衝中でございます。

○鎌田聡委員 じゃあ、大体ここの城南と白岩は回っていくということで考えとっていいんですかね。

○寺野企業立地課長 今後いろいろスマートインターの整備等ありますので、それでアクセスがよくなったということと、非常に福岡、佐賀と物流が来ていましたけれども、こっちのほうとのいろいろ販路が広がったということもございまして、物流関係、食品関係等の立地が続いていますし、その方面との協議が進んでおります。

以上でございます。

○鎌田聡委員 経済対策のほうでも、あと企業の本社機能の誘致で計上されておりますので、これは実際どうなんですかね、本社機能誘致の可能性というのは。これからでしょうか……。

○寺野企業立地課長 今回、この国の経済対策を使ってやらせていただきますが、これま

でもこのような取り組みをやっておりまして、本社機能というのは製造以外のことをこれで言ってるみたいでございまして、営業ですとか、企画ですとか、その部分についてオフィス系を想定してますけれども、これは既にやってきましたし、これからもどんといきなり大部分が来るのは難しいかもしれませんが、少しずつ持っていきたいなと思っております。

○鎌田聡委員 まず、しっかりと取り組んでいただきたいと思えますけれども、工業団地等が少し余裕があるのであれば、そういうところも少し誘導というか、そういったところを少し価格面も考慮しながら誘致を推進していくというやり方もあるのかなというふうに思っていますので、いろいろなやり方を工夫しながら、ぜひ取り組んでいただきたいと思えます。

以上です。

○山口ゆたか委員長 ほかにありませんか。

○佐藤雅司委員 世界ジオパークの記念事業ということで出ておりますが、その前にやっぱり世界農業遺産の関係があったんですが、農業のくくりと観光のジオパークのくくりというのが別なのかなという感じがするわけですが、これはいろんな冠をつけるときに、やっぱり全国で7つあっている世界農業遺産なんていうのは非常におもしろいと思うんですね。そういったところと連携をすとか、新しい観光の素材として、阿蘇のポテンシャルを、やっぱり農業と観光というのは非常に一体不可分密接な関係がありますので、そういうものも一つ観光の素材として取り上げると非常におもしろいとは私思っているんですが。だから、農業のくくりだけで世界農業遺産を取り上げるべきでは、私はないと思っているんですが、そこは観光課長いかがで

すかね。

○中川観光課長 私どもも、世界農業遺産、同じく世界の冠の一つでございますので、しっかり連携をとっていきたいと思っています。特に、観光の中で、旅行者が最もウエートを持っている、その旅の喜びにウエートを持っているその食の部分を支えるのは、まさに農業でございますので、そういった観点からしっかり連携できると考えておりますので、取り組ませていただきたいと思っております。

以上でございます。

○佐藤雅司委員 やっぱり棚田の話だとか農業の原風景というのが一つの観光の素材になるということですから、いろんな商品化をやっぱりしていくべきだというふうに思っておりますが、世界農業遺産になっただけで何もしないというのはおかしいなど。やっぱり冠をちゃんとつけて、世界農業遺産何とかという、そういう事業も一つ波状的にやっぱり打っていくべきだと。

阿蘇のすばらしい風景は、農業とか——今度火祭りもやめたという全くおかしい話が実は地元であるわけですが、あんなものを——阿蘇にふさわしいやっぱり野焼きと、火のイメージとあるわけですから、もっともってやっぱりそういう地元の素材を生かしたものでないと、木に竹を接ぐような話だとおかしいと思っておりますので、そういったことをぜひひとつ検討していただけないか。

以上です。

○山口ゆたか委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○山口ゆたか委員長 なければ、これで質疑を終了します。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第2号、第6号、第12号、第13

号、第16号から第18号、第20号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山口ゆたか委員長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外8件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山口ゆたか委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号外8件は、原案のとおり可決することに決定しました。

この際、しばらく休憩いたします。5分程度休憩いたします。よろしくお祈りします。

午前11時49分休憩

午前11時55分開議

○山口ゆたか委員長 次に、その他に入ります。

報告の申し出が、環境生活部から1件、商工観光労働部から1件あっております。

それでは、報告1、公健法に基づく補償制度の検証について、水俣病審査課から説明をお願いします。

○中山水俣病審査課長 水俣病審査課です。

報告資料公健法に基づく補償制度の検証についてをお願いします。

昨日、環境省の事務次官が蒲島知事のもとを訪問されました。今回の訪問につきましては、ついきのうのことではありますが、県として余り時間がない中での対応でありましたので、あらかじめの御報告ができなかったことをおわび申し上げます。

それでは、資料の1ページをごらんください。

1の経緯のところからお願いします。

平成25年7月に、環境大臣宛てに要望書を提出し、水俣病と認定された場合における公健法に基づく補償制度について、運用のしや

すさの観点からの検証を求めました。これは、公健法で水俣病と認定された場合には、通常、原因企業であるチッソの補償協定に基づいた補償を受けられますが、公健法の中にも補償の制度があります。そのため、その制度が果たして適切に運用できるのか検証を求めたところです。

しかしながら、環境省において、その求めに応じる姿勢が見られなかったため、平成25年の12月、知事が記者会見で、臨水審の開催とあわせて、改めてこの検証も求めました。そして、平成26年2月、当時の北川環境副大臣が、検証についても1年を目途に行うという表明をされたところです。

そこで、次の2番のところになりますが、ちょうど副大臣の表明から1年を迎えようとする中で、昨日環境省から事務次官が来られまして、次のような発言をされています。

2番の①からです。

平成26年2月、蒲島県知事と北川前副大臣との間で確認した事項のうち、運用のしやすさの観点からの公健法上の補償制度の検証について、その結果を取りまとめた。

次、②のところですが、公健法の補償制度について、運用面での課題がないか検証したところ、3行飛ばしていただきまして、非認定者に対して適切な運用ができることが必要であるため、障害補償費を支給する基準に関して解釈通知を発出することとしたと発言されました。そして、昨日、その場において、事務次官が、その通知文書を持ってこられまして、知事に提出されたところでもあります。

その通知を資料の後のほうにコピーをおつけておりますが、その概要につきましては、資料の2ページ、最初から2ページの資料で説明したいと思います。

資料が横長になっており、大変申しわけありませんが、ごらんいただきますと、左から右へ矢印が向いております。左から、認定審査を行って水俣病と認定された場合ですけれ

ども、次の矢印が二手に分かれております。上の矢印がチッソの補償へ行く流れです。下の矢印が公健法に基づく補償へ行く流れです。どちらに行くかは認定された人の選択となりますが、チッソの補償を選ぶのが通例でした。したがって、公健法の補償が適用される例はこれまでありませんでした。水俣病では一度も適用されたことのない公健法の補償制度ですが、こちらを選ぶ人がいないとは断言できませんので、実際に制度として本当に大丈夫なのかというのが県としての問題意識であり、そのため検証を求めたところです。

右下の四角枠の中をごらんください。

公健法の補償には一時金はありません。医療費と手当はチッソの補償とほぼ同じです。特徴的なのが、次の障害補償費で、これが公健法の補償の主体となります。これは、一時金ではなく、毎月決まって支給される補償となっています。米印で特級から3級までの4等級とあります。特級、次に1級、2級、3級と、障害程度の重さで4つに区分され、その区分に応じて月々の補償金額が違ってきます。特級が一番高くなります。検証というのは、水俣病に認定された方が具体的にこの等級の区分を行うに当たって、それが適切に行われ得るかという点になります。

では、資料の3ページをお願いします。

3ページは、今回出された通知について、経緯、概要等を書かれた資料ですけれども、一番上の経緯と中段の概要部分とあるのは、重複する部分があるので省略させていただき、一番下の主なポイントのところをごらんください。

今回の通知文書は、非常に専門的で細かい内容になっておりますが、時間の関係もあり、ごくかいつまんで御説明いたします。

まず最初の丸印、症状及び検査所見における項目間（運動障害や感覚器障害等）で、障害の程度に大きな差異が見られる場合には、とあります。ここで一回切らせていただいて、

ここで言う症状というのは、患者さんが訴えられる自覚症状のことで、例えば物を見るときに、周囲、外側が見えにくいといった訴えのことになります。また、検査所見とは、医師が患者さんを診察した結果、この方は視野狭窄があるという診断ということになります。

次に、運動障害とは、例えば歩くときに真っすぐ歩けないといった障害、それから感覚器障害とは、今申し上げた例で言いますと、目という感覚器において視野が狭いといった障害を指します。項目間で障害の程度に大きな差異が見られる場合とは、例えば真っすぐに歩けないという障害はきわめて重いのに、視野については、外側が見えにくいという障害はそれほどでもない、軽いというような状態を言います。

そういう場合は、次に書いてありますように、他原因、つまり水俣病以外の原因との比較評価を行うことにより云々と書いてありますが、要するに、水俣病の場合は、一方の障害が重ければ他方の別の障害も重いのが通常であるので、仮に違いが大きい場合には、ほかの病気の原因についてもよく比較して見ていきなさいという意味になります。今回の通知でこのような点を明確化したということになります。

次の丸印のところですが、障害の程度を審査する際のポイントとして、視野や聴力を測定するときには、括弧で書かれているようなゴールドマン視野計といった機械があるんですけども、そういった機械による指標を用いるように測定方法に関する事項を明確化したということになります。

今回の通知は、検証の結果、今申し上げたようなポイントを明確にして、実務の運用に支障がないようにしたということになります。

県としては、このような明確化をする通知が出され、また、昨年2月の副大臣の約束か

ら1年を迎えるに当たって、このような検証結果を示していただいたということについては、これをよしということ考えているところでございます。

水俣病審査課の説明は以上でございます。

○山口ゆたか委員長 次に、報告2、平成26年度2月補正予算のうち、地域消費喚起・生活支援事業について、商工政策課から説明をお願いします。

○高口総括審議員 商工政策課でございます。

お手元の報告事項平成26年度2月補正予算のうち、地域消費喚起・生活支援事業についてをごらんください。

地域経済の好循環を拡大するために、国の経済対策として措置されました地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用した地域消費喚起・生活支援事業の事業一覧になっております。

本事業は、県外から県内への消費の呼び込みや、県内の消費喚起を促す事業に対して国が支援を行うものでございます。

この事業に係る平成26年度2月補正予算案20億3,900万円の増額につきましては、柔軟かつ効率的に執行できるよう、企画課において一括計上されております。総務常任委員会への付託案件議案となっておりますが、商工観光労働部におきましても事業を実施することにしておりますので、御報告をいたします。

一覧表記載の事業ナンバー1、特産品販売促進事業、これにつきましては、商工団体等が、県内の中小企業等が生産する加工品等の特産品を詰め合わせた商品をウェブサイトや物産館等において割引価格で販売する事業に対して、割引分等を助成することによりまして、消費の喚起、販路拡大を図るものでございます。

次に、事業ナンバー2の共同店舗等割増クーポン券付与事業は、共同店舗等が商品券を発行する際に、額面金額を割り増すクーポン券を付与する事業に対して、割り増し分を助成することによりまして、消費喚起を図るものでございます。

次に、事業ナンバー3のプレミアム付旅行券発行事業は、主に県外からの観光客を誘致するため、着地型旅行商品販売サイト“V I S I T熊本県”並びに旅行販売サイト等でプレミアムを付与した旅行券を発行するものでございます。

最後に、事業ナンバー4のくまもとふるさと商品消費喚起事業につきましては、県外における県産品の知名度の向上、消費喚起拡大を図るため、指定のウェブ通販サイト並びに県外アンテナショップで県産品を割引価格にて販売し、割引価格相当額を事業者へ助成するものでございます。

当部における地域消費喚起・生活支援事業の報告は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○山口ゆたか委員長 以上で報告の説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○鎌田聡委員 水俣病の関係で、公健法に基づく補償制度の検証ということを今御説明いただきました。

今話を聞かせていただきますと、内容的には少し幅が広がるような話だったのかなと思いましたが、今聞いた感じでは、逆に厳格化されたような印象を持っておりますし、まさに公健法の補償が一度も運用されることがないやつの検証をされて、これが県が求めていた運用のしやすさにつながるものとして今受けとめていらっしゃるのかどうかを、ぜひお聞かせいただきたいと思っております。

○中山水俣病審査課長 水俣病審査課です。

今御質問があった今回の通知につきまして、これは先ほど御説明をした中でも触れましたけれども、これまでの何といいますか取り扱いについて、それを明確化したということで理解しております。厳格化ということではないと思っています。水俣病かどうかをまず認定して、その認定された方がどの障害補償の区分に該当するかということ、今回明確化したというふうに理解しております。

それから、県が求めていたものということについて若干補足の説明になりますが、平成25年7月に、環境省にこの検証を求めた際には、現に障害補償費を請求される事例がございました。これにつきましては、その後、事情として既に損害賠償を受けておられるという方でもございましたので、結論としては、障害補償費の支給ということはいたしかねるといったことになったんですが、現にそういう公健法を選ぶという動きもありましたし、今後どのような方が求めてこられるかわからないという意味において、やはり本当に一度も使ったことのない制度がこれで運用できるのかということ、公健法を所管する県としても大丈夫なのかという問題意識がありました。そういうことを踏まえて検証を求めていたところでございます。

○鎌田聡委員 厳格化か明確化は、ちょっと判断——私も少し厳しくなったんじゃないかなという印象を持ちましたので、それはちょっとそういうことでお受けとめいただきたいと思いますが、大きくこれで何かが動くということじゃないんですね。

ただ、私がもうこれはずっと言ってきたのは、やっぱり認定審査会を早く動かしてほしいと。そのために、国の今臨水審ですか、その開催もどんどんやっていただいて、ということが県の条件と言われますから、そこに近づけていかなきゃならないと思っております。

ども、これで何かこの際動かしていこうというふうな思いを、認定審査会ですね、再開に少し一歩でも半歩でも前に進んでいけるというような感じで受けとめられているんですか。

○中山水俣病審査課長 水俣病審査課です。

まず、この制度そのものが大きく動いていくということではなくて、これはあくまで制度の中を検証したということで御理解いただきたいと思います。

それから、臨水審のことに触れられましたが、県が認定審査を行うに当たっては、国の臨水審の審査の積み重ねと不服審査会の裁決の状況を見きわめたいということを知事も申しております。

臨水審につきましては、県の求めに応じて実際行っていただいているわけですが、済みません、資料に戻りますけれども、1ページの2の③、先ほどちょっと御説明をしませんでしたけれども、環境省のほうからの発言として、知事の寄り添うという思いをしっかりと受けとめ、今後もさまざまな観点からの意見交換を初め、今後も密に連携して水俣病問題に取り組んでいきたいという御発言をいただいております。ですから、今回の検証というものを通じまして、県とも今後も引き続き協力関係でやっていくということを表明されているというふうに理解しております。

我々としても、国と協力しながら、臨水審につきましても、あるいはまた県が県の審査会を今後再開するに当たって、いつでもできるような疫学調査であるとか検診といった準備は、県としてしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

○鎌田聡委員 県と国と密にしてということであるのならば、臨水審ももう少し開催をしていただいて、どんどんやっていただかない

と県が再開しないということであるのならば、そこはきちんと国のほうに求めていただいた上で、やっぱり認定申請をされて審査を待ってらっしゃる方が非常に多くいらっしゃいますので、そこを意識した取り組みを、これは国に対してもまた今後とも求めていただきたいと思いますので、その点よろしくお願ひしたいと思ひます。

○山口ゆたか委員長 ほかに質疑はありませんか——なければ、質疑を終了いたします。

それでは最後に、その他に入ります。

今定例会においては、3月に後議分の委員会もありますので、本日は急を要する案件についてのみ質疑をお願いします。何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○山口ゆたか委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、要望書が1件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第9回経済環境常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

午後0時14分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

経済環境常任委員会委員長